

平成 31 年 4 月 3 日

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」
通知案についての意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康

- 保育の質の向上のために、保育士等キャリアアップ研修を充実させることが必要であり、そのためにも「保育所及び地域型保育事業所」「幼稚園」「認定こども園」の実施主体や研修内容等を統一した要件とすべきである。
- 「保育所及び地域型保育事業所」については、現行の保育士等キャリアアップ研修ガイドラインと同様の内容としつつも、新規の要件として「幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習」を都道府県が認め、1つの分野の15時間以上修了した場合、専門分野別研修を修了したとみなすことができる点は、研修の機会の増加につながると考える。
- 「認定こども園」では、園内研修について、時間数が限定されるものの、研修の要件（3点）を満たすことで加算に係る研修と認められることは、園内研修における法人の理念や重点目標と、処遇改善に係る研修がリンクすることになり、双方の研修意義・目的が向上するものと考ええる。
あわせて、保育所においても、社会福祉法人内や、小規模な事業所が近隣園と協同して園内研修を実施しているところもあり、研修の質の担保を前提に「保育所及び地域型保育事業所」についても統一した要件で園内研修を認めるべきである。
- 「3 認定こども園」の「(1) 実施主体」の②の要件には、「保育所関係団体」も入れていただきたい。保育所から認定こども園へ移行した施設が数多くあり、研修機会が広がるようにご配慮いただきたい。

以上